

八ヶ岳やまびこホール利用規程

(北杜市高根ふれあい交流ホール)

NPO 法人 八ヶ岳知的財産研究所

八ヶ岳やまびこホールの利用については、「北杜市高根ふれあい交流ホール条例」及び「同規則」に基づき、以下のとおり対応しています。

1. 利用時間、利用料金

① 利用時間

午前 9:00~12:00 午後 13:00~17:00 夜間 18:00~22:00

※1 午前から午後まで利用の場合 9:00~17:00

※2 午後から夜間まで利用の場合 13:00~22:00

※3 午前から夜間まで利用の場合 9:00~22:00(全日)

② 利用時間別料金

(単位:円)

区分		午前	午後	夜間	全日
		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00
ホール	平日	5,240	7,330	10,480	23,050
	土日・祝祭日	8,380	10,480	15,710	34,570
楽屋1・2 (それぞれ)	平日	520	730	1,050	2,300
	土日・祝祭日				
大楽屋1・2 (それぞれ)	平日	1,050	1,470	2,100	4,620
	土日・祝祭日				

③ 入場料金加算

1) 500円以上3,000円未満 利用料金の1.5倍

2) 3,000円以上 利用料金の2.0倍

④ 超過時間料金

1) 9時以前の場合 午前の1時間当たりの料金×時間数

2) 12時から13時 午前の1時間当たりの料金

3) 17時から18時 午後の1時間当たりの料金

4) 22時以降の場合 夜間の1時間当たりの料金×時間数

※1 午前から午後まで利用の場合は、12時から13時までの超過は発生しない

※2 午後から夜間まで利用の場合は、17時から18時までの超過は発生しない

※3 午前から夜間まで(全日)利用の場合は、12時から13時までと17時から18時までの超過は発生しない

⑤ 設備器具料金

設備・物品名		単価	単位	保有数	仕様・規格
舞台器具	平台	100	1セット	15	D900×W1800×H100
	平台 高			15	D900×W1800
	平台脚小			5	H=100
	平台脚中			5	H=300
	平台脚大			5	H=500
	演台	770	1式	1	D900×W1800×H900
	花台			1	D600×W600×H600
	司会者台	210	1台	1	D700×W600×H900
	音響反射板	3,300	1式	1	
	指揮者台	100	1台	1	D1040×W1280×H290
	指揮者譜面台	100	1基	1	
	演奏者譜面台	100	1基	50	
	演奏者用イス	100	1脚	80	
	看板 小	—	1枚	1	H700×W4000
	看板 中	—	1枚	2	H850×W5480
看板 大	—	1枚	1	H925×W7320	
照明	調光器設備	2,200	1式	1	※作業灯以外の照明使用時
	センターヒンスポットライト	330	1台	2	National NQ311333Z 1Kw20c型
音響	音響調整設備	2,200	1式	1	※音響設備・機器使用時
	ワイヤレスマイク	1,320	1本	4	Panasonic WX-4212B(ハンド型)
		1,320	1本	4	Panasonic WX-4300B(ピン型)
	ダイナミックマイク	550	1本	4	SHURE SM-58
	コンデンサマイク	660	1本	2	AKG C-391B
		660	1本	2	SONY C-38B
	ステレオマイク	550	1本	1	SANKEN CMS-2
	2点吊マイク	2,200	1式	2	AKG C-391B
	マイクスタンド	50	1本	5	卓上 Panasonic WN-275
		50	1本	1	卓上 K&M 蛇腹
		50	1本	3	床上 高砂MF-34T(H430~875)
		50	1本	3	床上 高砂MF-22T(H1100~2016)
		50	1式	3	床上 National WN-501
		50	1本	3	床上ミニブーム Panasonic WN-5310
		50	1本	3	床上ブーム Panasonic WN-5360
		50	1本	1	床上ブーム National WN-610
	カセットテーププレーヤー	1,100	1台	1	TASCAM CRT 122MK III
	カセットテープレコーダー	1,100	1台	1	TASCAM CRT 122MK III
CDプレーヤー	1,100	1台	1	TASCAM CD200SB	
CDレコーダー	1,100	1台	1	TASCAM CDRW900SL	
MDレコード&プレーヤー	1,100	1台	1	TASCAM MD301 MK II	
スタンドスピーカー	—	1基	2	Panasonic WS-AT200	
楽器	フルコンサートグランドピアノ	5,500	1台	1	ベゼントルファ インベリアル290
	グランドピアノ	2,750	1台	1	ベゼントルファ インベリアル200
特殊	映写スクリーン	550	1式	1	W7200×H5000
		550	1式	1	W2000×H1500
	1kw未満電源端末	100	—	—	
	1kw~2kw未満	210	—	—	
	2kw以上電源端末	—	—	—	1kw増す毎に上記に100円/口加算

2. 休業日

① 月曜日

※ただし月曜日が、国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合は、その直後の休日でない日

② 12月28日から翌年の1月4日まで

③ その他

※災害の発生または恐れのある場合、その他教育委員会が必要と認める場合

3. 利用申請手続き

① 申請期間

・利用日の6ヶ月～3日前まで

(例えば:11月15日に利用したい場合は、5月15日から申請可能)

② 仮予約

ア)電話で空き状況を確認

※施設管理者から利用内容を確認の上、申請手続き、料金、制限事項等を説明

イ)仮予約の手続き

※電話又は来館して、利用日時、催し名、主催者名、担当者名、連絡先等を申し出て、施設管理者が予約台帳に掲載して完了

③ 利用申請

ア)利用許可申請書(様式1号)に必要事項を記載

※催し内容がわかるものがあれば添付

イ)減免1号～5号に該当する団体は、利用料減免申請書に必要事項を記載

※3号減免団体は、氏名と住所の記載のある名簿を添付

ウ) その他申請書類

1)舞台技術員派遣申込書

照明・音響に関して、操作室での操作を希望する場合(市指定業者のみ)

2)ピアノ調律依頼書

ピッチは441Hzまたは442Hzで固定(ピアノの維持管理上、市指定業者)

3)展示・販売等に関する申請書

営利目的で無く、利用内容に関連する物品のみ許可

販売予定物とその金額が分るもの(リストを添えて提出)

食料品や農作物については、原則不可

4. 利用許可と事前打合せ

- ① 利用許可
 - ア)申請内容を確認して許可書発行
 - イ)疑問のある場合は、市教育委員会と協議の上決定
- ② 減免許可
市教育委員会の決裁の後、許可書を発送
- ③ 利用の変更又は取り消し
 - ア)利用許可後に利用の変更が生じた場合は、利用変更承認申請書(様式3号)を提出して、利用変更許可を受ける
 - イ)利用許可後に利用の取り消しを行う場合は、利用許可取消申請書(様式4号)を提出して、利用許可取消承諾を受ける
- ④ 利用の停止
災害又は災害の恐れがある場合や感染症が発生した場合などは、教育委員会と協議の上利用を停止する場合がある
- ⑤ 事前打合せ(利用日の1か月前までに行う)
 - ア)使用部屋、スケジュール、プロセニウム的位置、舞台設定
 - イ)音響・照明の操作方法、持ち込み機材等
 - ウ)使用物品(マイク、ピアノ、演台、司会台、指揮者台、譜面台、イス、平台など)
 - エ)舞台技術員派遣、ピアノ調律、展示・販売等の確認
- ⑥ 見積書、前納分の請求書発行
 - ア)事前打合せに基づき、見積書を発行
 - イ)主催者の見積書確認後に、前納分の請求書を発行

※使用の前日までに入金確認できない場合は、使用できない場合があることを説明

5. 利用に際して

- ① 前納分の確認
 - ア)利用日の前日までに前納分の入金確認を行う
 - イ)入金確認できない場合は、利用当日に領収書を持参してもらい確認を行う
 - ウ)納付していない場合には、早急に支払ってもらうことを確認
- ② 会場設営
事前打合せに基づき、主催者と施設担当で舞台設営
- ③ 音響・照明操作
 - ア)簡易なもので主催者が操作する場合は、舞台袖操作卓に設定
 - イ)要望がある場合は、照明は操作室にて施設担当が行い、音響は舞台袖にて主催

者が行う

④ 利用後の確認と精算分の請求

ア) 使用した部屋、物品等について時間と数量を確認し、設備・備品の利用明細書に主催者のサインをもらう

なお、破損等があった場合は、利用者に事故届出書に必要事項を記入してもらう

イ) 設備・備品の利用明細書に基づき、利用料確定額を算出し、前納分を差し引いて精算分の請求書を発行

6. 利用料金の納入方法

請求書に記載の振込先への振込又は、直接事務所での現金支払い

7. キャンセルの場合

ア) 利用日の 30 日前までに取り下げた場合は、料金は請求しない。また、その際、すでに前納分がある場合は、利用料還付申請書に基づき還付を行う

イ) 利用日の 30 日前以降に取り下げた場合は、全額利用料を請求する。

ただし、感染症による使用禁止命令、台風や雪、停電による使用不能等、利用者の責めによらない理由で取下げの場合は、料金は発生しない。

8. 遵守事項

- ① 申請目的以外の目的に施設等を利用しないこと。
- ② 設備器具をふれあい交流ホールのほかに持ち出さないこと。
- ③ 許可を得ないで壁、柱、窓、扉等にポスター、看板、旗、懸垂幕その他これに類するものを張り付け、若しくは掲げ、又は文字等を書き、若しくはくぎ類を打たないこと。
- ④ 許可を得ないで危険若しくは不潔な物品又は動物を持ち込まないこと。
- ⑤ 許可を得ないで火気を使用しないこと。
- ⑥ 収容定員を超えて入場させないこと。
- ⑦ 所定の場所以外で飲食をし、又は喫煙をしないこと。
- ⑧ 許可を得ないで寄附金の募集を行い、又は物品の販売等を行わないこと。
- ⑨ 入場者の安全確保の処置を講ずること。
- ⑩ ふれあい交流ホール内外の秩序を保つため、必要な責任者及び整理員を置くこと。
- ⑪ 施設等を破損し、又は汚損したときは、速やかに教育委員会に届け出ること。
- ⑫ 施設職員の指示に従うこと